

青少年健全育成条例のしおり

～青少年の健やかな成長のために～



わたしたちの願い

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いです。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務です。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要です。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、この条例を制定します。

(東御市青少年健全育成条例前文)

目 的

1 条

この条例は、青少年の健全な育成に関して、基本理念や市、市民等の責務を明らかにし、市の施策の基本を定めて推進するとともに、青少年の健全な育成のための社会環境を整備することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とします。

解釈及び運用

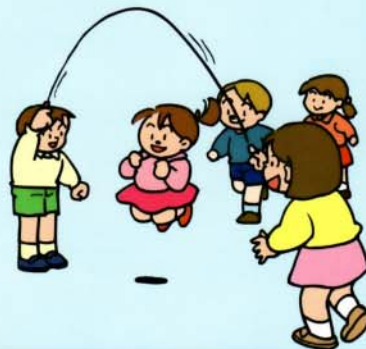
2 条

この条例は、上記の目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人の自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはなりません。

基本理念

3 条

青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します。



定 義

4 条

○青少年とは

18歳未満の者(婚姻によって成人に達したものとみなされる者を除く。)をいいます。

○図書類とは

書籍・雑誌その他の印刷物、絵画、写真、ビデオテープ・DVD・F D・CD・録音テープその他映像又は音声記録されているもので機器を使用して映像や音声再生されるものをいいます。

○広告物とは

公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいいます。

○保護者とは

親権者、未成年後見人、寄宿舍の管理人その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいいます。

○がん具類とは

がん具、器具その他これに類するものをいいます。

○自動販売機等とは

物品を販売(貸出)するための機器で、物品の販売(貸出)に従事する者と客とが直接に対面する方法でなく、機器に収納された物品を販売(貸出)することができるものをいいます。

※電気通信機器を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものは直接に対面する方法にはなりません。

市の責務

5 条

市は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民や青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者と密接に連携してこれを実施します。

市民等の責務

6 条

—すべての市民は—

互いに協力し、青少年の健全な育成を支援する地域環境をつくとともに、常に青少年の健全な育成に努めましょう。

—保護者は—

青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚して、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督し、保護し、教育するよう努めましょう。



—家庭を構成する者は—

家庭が青少年の人格の形成にとって基本的な役割を担うことを自覚して、互いに協力し、健全で明るい家庭づくりを進め、愛情と理解をもって青少年の健全な育成に努めましょう。



—地域住民は—

青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、社会の一員としての使命や役割を自覚させるよう努めましょう。



—学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は—

その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めましょう。



事業者の責務

7 条

事業活動を行うに当たって、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めましょう。

青少年健全育成計画

8 条

市は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画を定めます。計画については青少年健全育成審議会や市民の意見を聴き策定します。

推進体制の整備

9 条

市は、市民や青少年育成団体その他の関係者と密接に連携し、青少年の健全な育成に関する施策を強力に推進していくため、必要な体制を整備します。

表彰

10 条

青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人や団体、青少年や青少年の団体で、その活動が他の模範になると認められるものを表彰します。

青少年の日

11 条

青少年の健全な育成を推進するため、7月1日、11月1日及び翌年2月1日を「青少年の日」とします。

有害図書類の指定及び販売等の制限

12 条

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類(青少年の性的感情を刺激し、粗暴性又は残虐性を助長し、犯罪又は自殺を誘発するおそれのある図書類)を青少年に販売し、交換し、贈与し、貸し付け、読ませ、聴かせ、若しくは見せないようにしなければなりません。

※図書類：書籍・雑誌その他の印刷物、絵画・写真・ビデオテープ・DVD・FD・CD・録音テープその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して映像又は音声再生されるもの

有害図書類

個別審査
による指定
(個別指定)

図書類の内容の全部又は一部が、次に該当するときは、青少年に有害な図書類として指定することができます。

- 著しく青少年の性的感情を刺激するもの
 - 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長するもの
 - 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発するもの
- 指定されたものは速やかに公示されます。

有害図書類と
みなす規定
(包括指定)

- 図書や雑誌であって、卑わいな姿態等を掲載するページの数の合計が20ページ以上であるもの又は総数の5分の1以上であるもの
- ビデオテープやビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面が3分以上であるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

※卑わいな姿態等：全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑猥な姿態、性交・性交類似行為

図書類の販売又は貸付けを営むものは

図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を陳列するときは、他の図書類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所や青少年の目に付かない場所に陳列し、青少年の購入、借受け、閲覧、視聴、聴取を禁ずる旨の掲示をするよう努めなければなりません。

※ 法令により青少年の立入りが禁止されている場所には適用しません。

有害がん具類の指定及び販売等の制限

13 条

青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類(形状、構造又は機能が青少年の性的感情を刺激し、人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発するおそれのあるがん具類)を青少年に販売し、交換し、贈与し、貸し付け、見せ、触れさせないようにしなければなりません。

※ がん具類：がん具、器具その他これに類するもの

有害がん具類

個別審査
による指定
(個別指定)

がん具類の形状、構造又は機能が次に該当するときは、青少年に有害ながん具類として指定することができます。

- 著しく青少年の性的感情を刺激するもの
- 著しく人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発するもの

有害がん具類と
みなす規定
(包括指定)

- 専ら性交・これに類する性行為のために使う物品であり、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
(いわゆる大人のおもちゃ)
- 使用済みの下着であるとして、包装箱その他の物に収納されている下着(これと誤認される表現を用いているものも含む)
(いわゆるブルセウ商品)

がん具類の販売又は貸付けを営むものは

がん具類の販売又は貸付けを営む者は、有害がん具類を陳列するときは、他のがん具類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所や青少年の目に付かない場所に陳列し、青少年の購入、借受けを禁ずる旨の掲示をするよう努めなければなりません。

※ 法令により青少年の立入りが禁止されている場所には適用しません。

自動販売機の設置等の自主規制 14 条

図書類又はがん具類の自動販売機等を設置し、又は自動販売機等の設置に敷地を提供する場合は、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければなりません。

協働による良好な地域環境の整備等

15 条

図書がん具等自動販売機業者は、市や地域住民等と協働して良好な地域環境を整備するよう努めるほか、地域住民から苦情、問合せ等があったときは、誠意をもって、これ进行处理するよう努めなければなりません。

自動販売機等の設置の届出等

16 条

図書がん具等自動販売機業者は、自動販売機等を設置しようとするときは、自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の 20 日前までに、業者名、管理者名、設置場所等を市長に届け出なければなりません。

※ 自動販売機等管理者は、市内在住であり、規則で定める要件を満たした者(有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者)でなければなりません。

※ 届け出の内容は、登録簿に記載されます。登録簿は一般の閲覧に供します。

違反

届出をせず、又は虚偽の届出をした場合→10 万円以下の罰金

自動販売機等への表示義務

図書がん具等自動販売機業者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号等を明確に表示しなければなりません。

違反

表示をせず、又は虚偽の表示をした場合→5 万円以下の罰金

自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限

17 条

- 学校、公民館、図書館、児童福祉施設、公園、文化財、その他多数の青少年が利用する施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に、有害性のある図書がん具等を収納してはいけません。
- 図書がん具等自動販売機業者又は自動販売機等管理者は、上記の区域において、有害性のある図書がん具等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければなりません。

有害性のある図書がん具類等とは

有害図書類・有害がん具類には該当しないが、青少年の性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を助長し、犯罪や自殺を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

自動販売機等への有害図書類又は有害がん具類の収納の禁止等 18 条

- 図書がん具等自動販売機業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に有害図書類や有害がん具類を収納してはいけません。
- 自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類として指定されたときは、直ちに除去しなければなりません。

違反

違反すると→20 万円以下の罰金

な育成のための 境の整備

有害図書類又は有害がん具類の除去 19 条

○市長は、自動販売機等に有害図書類や有害がん具類を収納している者に対し、有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずることができます。

○除去命令を受けたときは、命令を受けた日から5日以内に、有害図書類又は有害がん具類を除去しなければなりません。

違反

違反すると→20万円以下の罰金

自動販売機等の撤去

20 条

○市長は、除去命令を受けたものが、再度その自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、その自動販売機等の撤去を命ずることができます。

○撤去命令を受けたときは、命令を受けた日から10日以内に、自動販売機等を撤去しなければなりません。

違反

違反すると→30万円以下の罰金

自動販売機に関する適用除外

21 条

この条例での規定は、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しません。

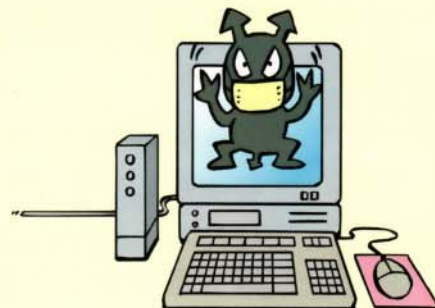
インターネット利用環境の整備

22 条

○保護者、学校、職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するとき、有害情報を閲覧し、視聴しないように配慮し、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発や教育に努めなければなりません。

○インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、青少年が利用する場合には、フィルタリングソフトの活用などにより、有害情報を青少年が閲覧し、視聴しないように努めなければなりません。

○パソコンや携帯電話など端末設備の販売、貸付けを行う業者やインターネットプロバイダーは、フィルタリングソフトなどの情報提供に努めなければなりません。



有害広告物の制限

23 条

○有害広告物を掲出し、表示しないようにしなければなりません。

○市長は、有害広告物の撤去又はその他必要な措置を命ずることができます。

○青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、表示されている広告物については、適用されません。

違反

違反すると→20万円以下の罰金

みだらな性行為等の禁止

24 条

○青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはいけません。

○青少年に対して前項の上記の行為を教え、又は見せてはいけません。

違反

違反すると→30万円以下の罰金

場所の提供等の禁止

25 条

みだらな性行為等が青少年に対してなされ、又は青少年が行うことを知って、その場所を提供し、又は周旋してはいけません。

違反

違反すると→20 万円以下の罰金

青少年健全育成審議会設置等

26 条

青少年の健全な育成に関する事項について調査審議し、推進するため、東御市青少年健全育成審議会を設置します。

青少年健全育成審議会組織等

27 条

審議会は、委員 15 人以内で組織し、青少年の健全な育成に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

主な任務は次のとおりです。

青少年健全育成計画

青少年の健全な育成に関する施策についての計画の策定・変更

表彰

青少年の健全な育成について他の模範となる青少年自身・団体、活動の顕著な個人・団体の決定

東御市 青少年健全育成 審議会

青少年に対して、著しく性的な感情を刺激し、残虐性を助長し、自殺又は犯罪を誘発するおそれのある図書類の指定・取消し

青少年に対して、著しく性的な感情を刺激し、残虐性を助長し、自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるがん具類の指定・取消し

有害図書類の指定・取消し

有害がん具類の指定・取消し

立入調査等

28 条

市長は指定した職員に、図書類・がん具類の販売等を営む者の営業の場所、図書類・がん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、資料の提出を求めさせることができます。

違反

立入調査の拒否、虚偽の陳述等した場合→10 万円以下の罰金

両罰規定

31 条

法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関し違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対して同様の罰金刑を科します。

免責規定

32 条

この条例に違反した者が青少年であるときは、罰則は、適用されません。

～市民の皆様の理解と協力を～



条例が制定されただけでは、青少年を取り巻く環境は良くなりません。市民一人ひとりがそれぞれの役割を果たし、健全育成を阻害する大人の行為から青少年を守り、青少年にとって良好な環境づくりに努めることが大切です。市・市民・学校・家庭・地域社会等が協働で取り組むことにより、はじめて条例の効果が発揮されます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

この条例のしおりは、条例の内容をわかりやすい表現で掲載したものです。
条例の全文については、市役所ホームページをご覧ください。
詳しい内容につきましては、下記へお問合せください。

東御市教育委員会生涯学習課青少年係

〒389-0592 東御市県288-4 東御市中央公民館内

TEL 0268-64-5885 FAX 0268-64-5610